

喜多方市資源回収報奨金交付要綱

平成18年 1 月 4 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び限りある資源を有効に再利用するため、その運動を促進するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 資源物 古紙類(新聞、雑誌・チラシ、段ボール、その他紙製容器包装等)で市内の各家庭(事業所、商店等は除く。)から回収したものをいう。

(2) 実施団体 町内会、PTA、子供会育成会、婦人会、老人クラブ等これらに類する団体で資源回収事業を実施する団体をいう。

(報奨の要件)

第3条 報奨の対象となる資源回収事業の実施団体の単位は、前条第2号に定める各種団体の単位であることとする。

2 報奨の対象となる実施回数は、年1回とする。

3 報奨の対象となる回収量は、1回当たり350キログラム以上とする。

4 報奨金の交付申請をする団体は、毎年度、実施予定月日前日または12月末日のいずれか早い日までに資源回収実施団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(報奨金の額)

第4条 報奨金は、予算の範囲内で実施団体に交付するものとし、その額は、別表の報奨金算定基準に定める額とする。ただし、算出した報奨金の額が30万円を超える場合においては、1会計年度30万円とする。

(報奨金の交付申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、資源回収報奨金交付申請書(様式第2号)に、資源物を回収業者に売却した際に発行された計算書1部を添えて市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の

審査を行い、報奨金の交付を決定する。

- 2 市長は、報奨金の交付決定をしたときは、その内容を速やかに当該申請者に通知する。

（報奨金交付決定の取消し又は返還）

第7条 市長は、申請者が申請書その他の書類の内容に虚偽の記載をした場合は、報奨金額の決定を取り消し、若しくは報奨金の額を変更し、又は既に交付した報奨金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の喜多方市資源回収報奨金交付要綱（昭和56年4月1日喜多方市要綱）、塩川町資源物リサイクル集団回収事業奨励金交付要綱（平成8年塩川町要綱第22号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（施行期日）

- 3 この要綱は、平成28年3月15日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

資 源 物		報奨金算定基準
古紙	新聞、雑誌・チラシ、段ボール、 その他紙製容器包装等	1 kgにつき 2 円